

## 第7回静岡市障害者自立支援協議会 会議録

- 1 日時 平成22年7月26日(月)午後2時00分から午後4時20分まで
- 2 場所 静岡市葵区城内町1番1号  
静岡市中央福祉センター3階 大会議室
- 3 出席者 (委員) 山本忠広委員、山川道夫委員、堀義博委員、大塚司委員、川口好則委員、長谷川浩志委員、山倉慎二委員、佐野可代子委員、青山登志夫委員(会長)、熊谷貴世志委員、西尾陽子委員  
(事務局) 成澤福祉部長、望月保健衛生部長、鈴木障害者福祉課長、小川精神保健福祉課長、長沼障害者更生相談所長、蒔山商業労政課長、長谷川葵福祉事務所生活支援課長、大川駿河福祉事務所生活支援課長、池ヶ谷清水福祉事務所生活支援課長、西子学校教育課長  
障害者福祉課 荒田統括主幹、下山主任主事  
精神保健福祉課 原田統括主幹、青木主任保健師  
静岡市障害者相談支援推進センター(静岡市障害者協会) 牧野 善裕 氏  
障害者生活支援センター城東 奥山 幸子 氏  
障害者地域サポートセンター北斗 森竹 えり子 氏  
アグネス静岡 北尾 会津 氏  
静岡市支援センターなごやか 渡辺 博美 氏  
静岡ピアサポートセンター 渡辺 正直 氏、李 恵順 氏  
静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」  
 畠山 直史 氏  
清水障害者サポートセンターそら 山下 由美 氏  
静岡市清水うみのこセンター障害児(者)地域療育等支援センター  
鈴木 若葉 氏、小沢 佳江子 氏  
はーとぼる 立川 裕己 氏
- 4 議題 (1) 静岡市障害者等相談支援事業の実績と取組み課題について  
(2) 地域連携マニュアルと地域課題等の取りまとめ方法について  
(3) 各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題について  
(事例検討)
- 5 傍聴者 一般傍聴者 0人  
報道機関 1社  
※ 議題(3)については、非公開にて実施。
- 6 会議内容

(午後2時00分 開会)

## 開会

(司会より事務連絡、新任委員の紹介)

(成澤福祉部長 挨拶)

改めまして、こんにちは。

静岡市保健福祉子ども局福祉部長の成澤でございます。

委員皆様におかれましては、日ごろから静岡市の福祉行政に多大なるご理解とご配慮を賜りまして、ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。それから、本日は大変暑い中を、この第7回静岡市障害者自立支援協議会のためにご参加いただきまして、ありがとうございます。改めまして、お礼申し上げます。

この協議会でございますが、静岡市の地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行う目的に設置しているものでございます。昨年度は、本協議会の下部機関でございます障害者相談支援連絡調整会議を、従来からございますが、これを各行政区単位に再編をするということを行いまして、より身近な地域で具体的なサービス調整や課題検討を行い、地域連携システムの充実・強化を図ってまいりました。また、相談支援事業者の評価事業を初めて実施し、事業の改善を図ってまいりました。

今年度は、昨年度までの取組みを継続して実施しますとともに、地域連携の枠組みをより強固なものにしていくため、今までのサービス調整・事例検討の実績を通じまして、相談支援や地域連携の仕組みの標準化を図り、市民の皆様にとりまして均質、そして良質な相談支援の提供を推進してまいりたいと思います。また、各区の連絡調整会議における困難事例への支援を通じて明らかになってきました「障害のある人の地域生活の課題」について、委員の皆様にて共有させていただくとともに、今後の支援の在り方を検討していただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、御自身の所属機関の立場から、今後の事業推進の一助となり得るような、示唆に富んだご意見を賜れますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

今日は、よろしく願いいたします。

(司会より事務局職員の紹介)

(司会)

さて、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱をご覧ください。要綱第6条第2項によりまして、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。本協議会の定数は15名ですため、定足数は8名となります。本日は、今のところ11名の委員にご出席いただいておりますため、会議が成立していますことをご報告いたします。

それでは、これより先の議事につきましては、設置要綱第5条第4項に基づき、会長に議長として進行をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

(会長)

青山でございます。

今年度第1回目の自立支援協議会ということであります。新しいメンバーもお加わりいただき、

そして、改めて3区の実務担当者の方の御紹介もいただき、徐々に地域に近いところで相談支援、というようなことも含めながら展開されつつ、というような状況の中で、今年度第1回の協議会ということになります。

議事に先立ちまして、今日、傍聴、報道の方はお見えでしょうか。

(司会)

ただ今のところ、いらっしゃいません。

(会長)

これから来る可能性もありますので、お諮りいたします。お手元の「次第」をご覧ください。

本日の議題のうち、「(1) 静岡市障害者相談支援事業の実績と取組み課題について」及び「(2) 地域連携マニュアルと地域課題等の取りまとめ方法について」、これについては非公開とする内容でございますので、公開ということにさせていただければと思っております。

そして、「(3) 各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題について(事例検討)」というこの議題については、2件の事例が出ております。かなり個人情報に係るものが出ておりますので、これについては非公開ということにさせていただければと思っております。今、傍聴、プレスの方はいらっしゃいませんが、会議途中に御参加ということになった場合は、そういう取扱いを議長としてさせていただければと思っております。

いかがでございますでしょうか。

(異議なしと発する委員あり)

(会長)

はい、ありがとうございました。

#### (1) 静岡市障害者等相談支援事業の実績と取組み課題について

(会長)

それでは、早速でございますが、今日の議題の内容にてございますが、(1) 番目の静岡市障害者等相談支援事業の実績と取組みについて、差し替え資料もございますが、これについて事務局より御説明、御報告をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(障害者福祉課 荒田統括主幹)

議題(1)の説明。

(会長)

はい、ありがとうございました。

21年度の実績を前提にしながら、併せて課題という、今後の取組みに関わる状況認識を示していただいております。

いかがでしょうか。この資料1に基づく実績と取組みの課題について、御質問、御意見等はございますでしょうか。

(佐野委員)

静岡市障害者協会の佐野でございます。よろしくお願いいたします。

この中で、実績とか取組みとかが書かれているのですが、事業者さんの報告が5ページにあります。しかし、一番相談の窓口になりやすい障害者の相談員（地域の障害者相談員）からの件数や内容がここには載っていないのですが、各相談員の役割というのをどのようにお考えでしょうか。けっこう、これは重要な、と私は思っておりますのが、どうお考えでしょうか。

それから、事業者さんの評価のところですが、9ページ、21年度の自己改善計画の概要になっていますが、この中で取組みの期限について「早急に」とか「随時」となっているものがありますが、この結果については、どこがどのように見るのでしょうか。素朴な疑問ですが、質問してみました。

(会長)

いかがでしょうか。今、2点、御質問や取組み状況についてお話がございましたが、事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山と申します。

佐野委員から御質問いただきました内容につきまして、お答えいたします。

まず相談員の位置づけということでございますが、お手元の資料、資料1の8ページに静岡市におけます相談支援事業の体系ということで、図式化したものを用意してございます。この中には直接の記載はございませんが、佐野委員をはじめとしまして、身体障害者団体連合会様、手をつなぐ育成会様及び精神障害者家族会の皆様に、相談員業務をお願いさせていただいております。その位置付けにつきましては、この8ページの図の左側の「関係機関」ということで、障害福祉サービス事業者から始まりまして、保健、医療関係、学校、就労支援関係、障害当事者団体、学識経験者、権利擁護関係者、関係行政機関とございますが、この中の障害当事者団体のところに位置付けさせていただいております。併せまして、実際の相談員皆様には、この図の各区の連絡調整会議、支援チーム会議などに御参画いただいております。よって、相談員の皆様の位置付けは、相談支援事業者よりも更により身近な地域で、当事者からの電話対応等により、肌理の細かな相談対応を行い、それを（区の）調整会議で反映していただくような位置付けで考えております。1点目は以上でございます。

2点目の事業評価の自己改善計画をどのようにチェックしていくかということでございますが、これにつきましては、今後、各事業所に御提出してもらった自己改善計画をどれくらい取組んでいるのかをチェックしまして、もし取組みが不十分であれば、その時点で取組みをより進めていくよう、改善の指示等を出すことを考えさせていただいております。以上でございます。

(会長)

よろしゅうございますでしょうか。

(佐野委員)

今日は無理だと思いますが、お願いですが、相談員からの内容が、5ページの表だとしたら、相談員からの内容はこの中に入っていないと思いますので、そういったものも出してもらえたらと思います。以上です。

(障害者福祉課 荒田統括主幹)

はい、そのように、資料作成の際に入れさせていただきよう、検討していきます。

(会長)

はい、他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(川口委員)

望未園の川口でございます。5ページの第2期障害福祉計画記載の指標について、質問させていただきます。21年度の計画の相談件数と個別支援会議開催回数ですが、相談件数は21年度の計画値が15,000で、実績は5,614で、約30パーセントです。にもかかわらず、23年度の計画値は16,000となっています。この基準というのが、先ほどの説明の中では、各事業所での電話等の簡易な相談については、各事業所で十分にカウントしていない、との説明でしたが、3倍という数字は通常では考えられないと思いますが、この辺を今後、どのようにお考えになれるか。

また、個別支援会議開催回数の予定は100回で、実績は402回。でも、23年度の計画は130回。おそらく1件の相談に関わって、個別支援会議の開催回数が想定値よりだいぶ、何度もかかるのかなということは想定できるのですが、行政指標と実際のカウントのやり方がこれだけ乖離していますと、計画値の意味をなさないと私は解釈します。今は22年度ということで、22年度にこの基準を変えるかとか、16,000のために事業所を増やすとか、人員を増やすとか、そんな発想をされてはいかがか、と思います。お願いいたします。

(会長)

他に、1、2の質問をお受けしてから、まとめて回答していただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。いわゆる計画値と実績値の乖離。それに対して、計画値のメンテナンスはどのようなかという御意見です。どうぞ、事務局、何かお考えがございますでしょうか。

(障害者福祉課 荒田統括主幹)

平成23年度の計画値につきましては、平成20年度にこの計画が策定されたものでございます。従いまして、現時点で計画数値からずれが出てきている部分もございますので、次の計画見直しのときに、数値について再検討をしたいと考えております。

(会長)

そもそも、この計画値は、国及び静岡県の基準に基づいて設定された計画値だ、ということでありますよね。よって、下から積み上げたものではないと、ある意味、障害福祉計画の作り方の一つの形の課題だろう、と思っています。

他にいかがでしょうか。

いくつか私のほうからですが、例えば9ページの自己改善計画のところ、例えば相談支援事業者が独自に持つ記録、もしくは書式なのか。例えば、この事業者(イ)のところ「相談支援の記録について、統一した書式を用意する。」とありますが、この統一した書式とは、静岡市全体で

統一した書式をという意味なのか、事業者が独自の記録様式を作ってもいいよということなのか。いかがでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山でございます。

今の青山会長の御指摘でございますが、基本的には各事業者が、自分たちにとって使い易い様式を整えるという主旨です。と申しますのは、昨年の事業評価で、様式が事業者内でも統一されていないケースが見受けられました。やはり、少なくとも事業者の中で様式を整えていかないと、支援を行った結果を、事後の評価をする際に、支援がうまくいったのか、うまくいかなかったのか、どこに問題があったのか、ということ把握するときに、それぞれの担当者が作ったバラバラの様式だと見難いという課題があります。各事業者が自分たちの考えで、見易い様式を作ることが必要だと考え、いくつかの事業者が改善の取組みとしてあげられております。市としての統一化は、現時点では考えていないところでございますが、今後、各事業者が様式を作っていく中で、必要となれば、相談支援のガイドラインを作っていく中で、そうした様式集についても検討していく余地はあるかと考えております。以上でございます。

(会長)

どうでしょうか。

それぞれの事業者が独自の様式、例えば初回相談記録に、最低限必要な情報、項目とは何だろうか、というところがきちっと位置づけられているかどうか。個々のケース記録に必要な条件が、最低限こういう項目が入っていないと、記録を基にケア会議を開いたりというときに、事業者間での情報の濃い、薄いであっては、なかなか進まない部分もあろうかと思えます。これは、今、お答えいただいた部分も含めて、検討課題になろうかなと思えます。

はい、どうぞ。

(山川委員)

静岡市発達障害者支援センターきらりの山川と申します。よろしく願いいたします。

今の件に関しては、大変に難しい問題であるとは思いますが、ぜひ提案というか、よろしく願いしたいと思えます。

(資料1の3ページの)2番目の地域連携マニュアルの作成というところで、内容の統一化・均質化を図り、誰もが良質な相談支援を、といううたい文句があるのですが。そういったときに、まず事業者間で統一性を図ろうと、それは大いにしなければならないことですが、その次の段階として、統一されたシートの作成とか、そういったものが準備されて、例えば支援会議で標準化されたものがあると、それぞれがいい意味で運用できるのかなと思えます。

地域連携体制をより確実なものにするために、という取組みの中で、インテーク・聞き取り、アセスメント・サービス調整等の標準化手法、こういったところも、やはりケースを積み上げていくことと、片方で地道な記録・書式の整理ということがやはり必要かと思えます。例えば、発達障害のある人のアセスメントというものも、これから相談支援事業所の皆さんにお願いしなければならないです。また逆にそれを使って、お子さんの評価をしていただいて、それから相談をあげていただく、というような形にならざるを得ないと思っておりますので、そういったときに私たちのシートも一緒に考えて、いかしてもらいたいなと思えます。以上です。

(会長)

ケース記録、個人記録の様式とかの書き方もですね、皆さんはかなり実践されていて、大変なんだろうと。今は情報開示請求時代になったので、わたしの、わたしのお兄さんの、わたしの親の情報を開示して欲しいとあったときに、開示されて、「自分の親は事業者にこんな見方をされているんだ」ということがあっては、やはりその事業者の信頼性に関わる問題ですし、それは記録を書くワーカーの資質にかかわる部分が結構あります。そういったところをきちっと統一化していくということが必要なのかなということが、山川委員が仰っていただいた部分なのかなと思います。

それからもう1点、2から3ページにかけてのところで、(区の調整会議の下に)支援チームを作ったということですね。これは、専門職をコアにということではありますが、このときに専門職をコアに考えた理由、またはその背景はあるのでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山でございます。

今回、支援チーム会議というものを作りました意図でございます。御承知のとおり、区の調整会議を昨年10月に立ち上げまして、区の地域連携の要として位置付けたところでございます。ただし、やはり最初の段階で色んな関係者を一堂に会して調整、連携していくということが非常に困難でなかろうと考えまして、あるいはそのノウハウが十分に確立されていないと考えまして、そのためになにか必要かと考えましたときに、まず、コアとなるメンバーで定期的に毎月というかなり高い頻度で連携を行う仕組みを作ろうと、そういった意図で支援チーム会議というものを作ったものでございます。

併せまして、ここの中で、資料の3ページにも記載させていただいておりますが、事例調整の集中管理機能を支援チーム会議に持たせました。と申しますのも、本来であればケース会議、個別支援会議は、事例ごとに行っていくことが基本なのですが、より効果的に行うためには、毎月1回定期的に行われるこの会議の場で、集中的に困難事例の調整を行うことにより、より効率的に支援を実施していくとともに、集中的な事例調整の実施によりノウハウ等を確立させていくという目的で、支援チーム会議を設けたものでございます。以上でございます。

(会長)

他にも、今日はいくつかの議題がございますので、いかがでございましょうか。この実績と取組みの課題について、他に何か御意見、これだけはいっておきたいといったものは、ございますか。

山本委員、どうぞ。

(山本委員)

サポートセンターそらの山本です。

相談の件数なんですけれども、実際にその方々が自立して自分らしい生活ができるようであれば、相談件数はどんどんなくなっていくというのが、一番いいのかなと思います。こちらにも書いてありますように、これからの課題として、アウトリーチ型の、外に出て行って課題を見出してくるというような手法もあります。他市とか、他県とかでは、行政と相談支援事業者が一緒になってローラー作戦のように回って行って、見つけるようなことをしていると聞いております。ただ、個人情報の問題もありますので、その辺をどんなふうに相談支援事業所と行政とが一緒になって問題を解決していくのか、またどう拾い上げていくのか。まずはそこからが出発点になるかと思っておりますので、またその辺を詰めていけたらと考えております。

(会長)

他にいかがでしょうか。

このところ、相談支援事業のかなり部分は、専門職が、あるいは事業者が受け止めたということになっています。どうでしょうか。その利用者や、利用者を含めた家族の方は、ダイレクトに相談支援事業者に足を運んだり、直接、電話がかかって来ますか。一般的に、例えば民生委員の紹介や、ボランティアなどの様々な専門機関なり、その方々、より身近な地域で支援している方々を通じて相談が来るんだろうと。このところで、支援チームが組織されたというところで考えたときに、専門家だけで支援チームを作っても意味がないのです。そういった方々をどの程度巻き込んでいけるのか、公的機関と、住民主体というか、住民の方々の民生委員や、状況によっては町内会自治会などの、そういった方々が入ることによって、相談がスムーズに事業者に繋がっていく、ネットワーク化されると思います。これも、相談支援を行っていく中で、幅広く掘り当てる仕組み。相談支援事業者がいくら頑張ったって、事業者のところまでなかなか届かない。そういった体制があるのですかと聞いても、なかなかそういう体制ではないと。そういったニーズを把握してくれるインフォーマルな方々のネットワークをどの程度していくのか、ということを考えていかないといけないかなと思います。そうすると、相談が5,000件とかではなくて、もっと多くなって、例えば山本さんが毎日（相談のために出回っていて）、事務所にいられなくて、うちの理事長はどこに行っているの、というようなことになるだろうと思います。そういう意味で、相談支援の進め方そのものも、これからの大きなテーマかなと思っております。

このところにつきましては、他に御意見がなければ、次の議題に移らせていただければと思います。

## (2) 地域連携マニュアルと地域課題等の取りまとめ方法について

(会長)

それでは、協議の(2)であります。地域連携マニュアルと地域課題等の取りまとめ方法について、事務局から御説明をお願いいたします。

(障害者福祉課 下山主任主事)

議題(2)の説明。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今回、新たに地域連携マニュアルという、資料2-1で示されたものが出てまいりました。これを提示していただいたわけですが、この連携マニュアルの内容も含めて、御意見をいただきたいと思うわけであります。これの、マニュアルといいますと、資料2-1のタイトルをみますと、相談支援事業者の連携マニュアルということよろしいでしょうか。むしろ、障害者の地域自立生活を進めていく上で、相談を核にしながら、その課題や問題を地域連携で解決していくためのマニュアルとして理解すればよろしいでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山と申します。

ただ今の青山会長の御指摘でございますが、後者の考え方でお願いしたいと考えております。以上です。

(会長)

ということは、相談支援事業者はもとより、様々な行政機関、今日もお見えですが学校教育のお立場とか、労働のお立場とか、あと住宅や、そういうような色々な領域の方々と連携をしていく。そして、なおかつ、地域生活を支援していくという視点ですと、専門的なもの、公的サービスだけで生活ができますか、と思うときに、だったら地域住民や地区社協や、そういうボランティアとの連携はどうするんですか、というようにところも視野に入れないと、問題解決をしていくという部分ではかなり厳しいかな、というように思います。いわゆるインフォーマルサポートの部分で、この中ではあまり意識されていない。意識されていないというところで、もっともっと中身を詰めていきたいという事務局の思いがあります。そういうことを含めて、障害を持つ方々の地域生活を継続的、安定的に支援していくためのマニュアルだ、という位置づけで御理解いただき、その視点で何かご質問や御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、山川委員どうぞ。

(山川委員)

発達障害者支援センターきらりの山川です。

こういうものができるということは、何かたたき台になりますし、これがスタートしているんだなということで、とてもありがたいなと思います。各事業所がこれを基にして使う場合、関係機関の名前が入っているのですが、やはり事業所を中心に進んでいるものですから、これは致し方ないんですが、その部分も含めた、色々な方が参入出来るような、そういう余白を作ったものにしていただければいいかなと思います。

今、青山先生のほうからお話がありましたが、例えば、この(資料1の5ページの)相談の中で、子育て不安に関する等の相談が1,095件ということで実績がありました。そういうときに、例えば子育てというと、年代的には乳幼児から小学生、中学生、高校生、20代ぐらいまでかもしれませんが、そうした場合に、静岡市の相談支援事業の体系の中に関係機関として学校が一括りなっています。学校、あるいは教育ということで読み替えてもいいかもしれません。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、専門学校、大学など、こういうところも少しマニュアルの中に、入る余地というものがあって、そして、先ほどの記録の様式についても、学校ではかなり個別支援教育計画、それから移行支援計画なども、記録としてかなり先行してやっていく部分がございます。そういった部分と、どのように相談支援事業所の相談支援を絡めていくときに、実務的部分も一緒に考えられたらいいではないかと思えます。

といいますのも、この(資料2の4ページの)A、B、C、Dの中身をいいますと、確かにA、Bもありますが、子どもの部分のCですとかDですとか、10代、20代の問題というのは、やはり、その人、御本人をよく知っている特別支援学校の先生ですとか、教育関係の先生ですとか、あるいはその子の家庭をよく知っている教育関係の方々とか、そういう繋がりがあって、やはり支えられ、地域の方に支えられて、支援の方針が進むのではないかなと思います。やはり、教育の関係とですね、特別支援学校の先生も含めまして、小、中、高のそういう先生方との連携が入れる余地を作っていただければありがたいな、と思います。以上です。

(会長)

はい、いかがでしょうか、他に。

佐野委員、どうぞ。

(佐野委員)

このマニュアルを読みましたが、これは、これまでにやってきたことを整理しているもので、現在、こういう形で進めていくということで、それを明示して、文章にして、はっきりとこういう取組みを行うものだ、と私は理解しております。こうした中で、山川委員も仰られましたが、会長も仰られましたが、色々な方々が必要なら召集されて協議するという、今までもそうですが、これからもっともっと増えていくと思うんですね、関係の方々と。統括したり、マネジメントしたりしていく、その事業者さんたちは、今も大変なんですけれども、もっと大変になっていくとなると、これは事業者さんがやるべきことなのではないでしょうか、と思っているのですが、その辺はいかがでしょう。

(会長)

今の佐野さんの御指摘は、けっこう大きな問題ですよ。個別支援チームなり、もう少し明確にいうと個別のケアシステムを作るときに、個別というからには一人ひとりですよ。例えば、清水区で知的障害の人の個別支援計画を作らなければならない、個別のケアをしていかなければならないのが、100人いたら、100人(分)のチームができます。それをとりまとめるのが、「山本さんのところですよ」、「そうなんですか」というような御質問ですよ。

いかがでしょうかね。その辺は、より必要なのは個別支援のケアシステム、ケアをしていくような連携、というようなことを考えると、静岡市内にそういうチームがそれこそ数万単位できます。そういうときに、そのキー団体、キーパーソンが相談支援事業者だということになるのか、ならないのか。

いかがでしょうかね。連携をしていく核になるのは、どこのところか。

山本さん、何か御意見ございますか。

(山本委員)

相談も(清水区には)3障害、3か所あります。地域包括支援センターですとか、色々な形で色々な事業をやっているところがありますが、スーパーバイザー的にどこが大元になるのか、というケースについて、一つひとつ、その一番の元となる場所が関わらなければならないと思います。当然、相談支援事業者が大いに関わらなければならないと思いますが。例えば、この(資料2-1の)4ページの(図は)、利用者と相談支援事業者との行き来の矢印しかないのですが、実際には先ほど佐野委員からあった意見のように、(障害者)相談員が関わっているケースがあったりとか、また(区役所の)生活支援課さんの窓口に来る問題も、おそらくあると思います。そういったことを、利用者側が一方的にいうわけではなくて、例えば御本人、知的障害の御本人が全く問題ない、お父さんも全く問題ないと思っても、地域で大騒ぎになっているような問題もあります。場合によっては、民生委員さんとか、地域の方から持ち込まれたケースもあります。どんなふうに、けっきょく問題解決をしていくのかという手法は、個別で違うかと思うのですが、もっともっと協力体制を取って、相談支援事業所の力を発揮できるような形を、これからもっともっと作っていかなければならない、と思います。

(会長)

地域連携、地域でネットワーク形成を図って、様々な生活課題に対応していきましょう。例えば、日常的な金銭管理であるとか、今日お見えでございますが、静岡市社協（社会福祉協議会）の地域福祉権利擁護センターのこととか、そのケースで何が中心的な生活課題で、どこの団体が最初にアプローチし、課題を社会化したのかとのことで考えたときに、その課題、課題でキーパーソンが決まってくる、という山本委員の御意見でよろしいでしょうか。

そういう意味では、いかがでしょうか。

例えば事業者で、入所型を含めて、50人、100人の利用者がいた場合に、職員が少なくとも職員が30人から40人で対応していると、川口委員、そんな状況でよろしいでしょうか。

（川口委員）

はい、そのとおりです。

（会長）

いわゆる100人の利用者を、30人、40人で対応している、という施設ケアの実態から考えたときに、地域ケアがそれだけ人手を割られるのかどうか。どうでしょうか、その辺は。地域連携というものは、非常に大事ですし、もっといえば地域で暮らすケアシステムをどう作っていくかがポイントとなったときに、一人ひとりの個別計画をどういう専門機関がマネジメントしていくか、ということが、大きな課題になってくると思います。

いかがでしょうか。事業者のお立場で御出席をいただいている堀委員は、その辺をどのようにお考えでしょうか。何か、御意見ございますか。

（堀委員）

私も相談支援事業者として業務を実施していますが、なかなか相談事業の、連絡調整会議とかチーム会議の中で、困難事例の事例検討というのが主な課題になるんですけども、そこに出席する出席者が、コアなメンバーの中で専門家が集まった事例検討をします。ただ、それが実際に機能できているかどうか、ということがありますし、それからこちら側事業者が困難事例をいかに捉えることや、ニーズの把握の部分や、いかに会議を聞いたことで、その問題解決に繋がるかどうかの検証みたいなものが、必要だと思います。

いわゆる形だけとか、箱だけを作って、中身が問題だよということもありますし、色々なマニュアルとか規制とかが引かれることが、果たしていいのか、どうなのか。ただ、それはこちらとしても、業務をきちっとこなしていますよとはいっても、費用対効果の部分、これだけの事業、これだけの相談を受けていますよ、というのは示す必要性はあるものの、困った問題とか、困った事例とかはどういうふうに解決できるのか。もちろん、相談事業者だけで解決できる問題ではない、というのは当たり前にあります。あと、地域といいますか、実際の現場に行くと、地域の実情というのは、やはり（青山）先生が仰ったとおり、民児協とか、民生委員児童委員さんの集まりに出ることとか、そういったことによって色々な情報を得られます。それ以外にも、精神障害の方であれば、行政とか、医療機関のところで、困難事例みたいなものがありますので、そこをいかに相談支援事業が関わっていくのか、ということが大きな課題であると思います。それから、色々な発達障害とか、権利擁護とか、色々な専門機関の方々がいて、そういう方々がいかに自立支援協議会とか、連絡調整会議の中で関わっていくかどうか、というのが形だけではなくて、中身の問題を問うていかないといけないかな、と思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか、他に御意見等は。

例えば、介護保険のところでは例を出させてもらいますと、ケアマネが担当する、例えば70歳の方。女性であれば平均余命が89歳(厚生労働省の平成21年度簡易生命表によれば86.44歳)であれば、担当期間は15ないし20年です。知的障害の20歳の、20代でそういうところと関係を持つと、それこそ40年、50年の付き合いが必要になります。それだけ長いスパンで地域連携というものを構築し、そして彼らを中心にしたネットワークを組むということの、将来展望を描かなければならないときに、ある意味でいうと壮大な、「ええ」と思うような、将来展望を描かなければならない、というときに、個別の支援、または支援チームの有り様みたいなものを、どのように考えていくのか。いずれにしても、ネットワークを組まないと、問題解決の一步前に出ないということは分かりつつも、そのネットワークの作り方地域連携の作り方になるんだろう、と思うわけであります。

いかがでしょうか。

川口委員、何かいいアイデアがありますでしょうか。

(川口委員)

私のところも最近、色んな相談、夜遅くに来たりとか、事例がいくつかあるんですが、(障害福祉サービス)事業所側からいわせると、困ったときの相談支援事業所、というキーワードでいます。自分たちの事業所でいくつかのサービスをやっている、それでも効果が上がらない。例えば、何を、どういうパターンで進めていても、欠席率は下がらないです。そうすると、もう自分たちの事業所で手に負えませんので、相談支援事業所に持っていったりする事例もあります。ですから、相談支援事業所というのは、やはりオール・マイティーであって欲しいのが、僕ら事業所の希望でございます。

あと、これは昔から教科書に書いてあるのですが、基本的にケアマネジメントの手法を、何となく理想論を掲げるよりも、「静岡方式」というのでしょうか、介護保険と同じようなケアマネジメントの手法を、ここ1、2年で作られたらいかがでしょうか。もうこれをしないと、事業所も相談支援事業所も、どんなケアをしても、絶対に前に進まないと思います。そのためには、先ほどのこの地域連携マニュアル以外に、静岡市主導でけっこうでございますので、ケアマネジメントのマニュアルを作ってください、それである程度モデルを作って進めていきたいと思います、この問題はなかなか解決しないのではないかな、という思いがあります。

政権交代ですとか、解散ですとかで、障害者自立支援法も廃案になっていくような時代なので、静岡市独自でスタイルを考えていただいて、事業者も協力して、新しいモデルを発信していただければと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

川口さん、そのときに、ケアマネジメントというその方法論のプロセスが、有効的に機能する条件というのはいくつかありますか。

(川口委員)

幼稚なことをいって申し訳ございませんが、マニュアルで、そこで全てケアマネージャーが事業

所の名前を書けるといふ、それで具体的に物事を進めていく、というマニュアルを作れば、この業界に関わっている方でしたら、通常に業務が進むと思います。私は、あまり難しく考えておりません。

(会長)

個別支援計画は作って、計画は作った。いざ、それを具体的にサービス提供、援助するときの、マネジメントは計画通りうまくいったとか、利用者は納得したとか。そういった意味で、きれいにいったかどうか。問題は、包括的な生活課題を視野に入れたときに、それぞれの課題に対応するサービス・マッチングが機能する条件は何でしょうか。もっといえば、社会資源、マネジメントしていく中で、資源のある中で、いわゆるサービスマネジメントではないですよね。ケアマネジメントですよね。そこのところの障害福祉政策における、社会資源の未成熟や、制度の内容改善というものがやはり必要ではないか、という視点で今、川口委員にお尋ねしております。

(川口委員)

分かりました。社会資源という問題につきましては、静岡市の資源があればできると、私は思います。ただ、先ほどの資料の2（の4ページ）で出ているDのパターンについては、重心の問題が出てきます。これに、すんなり対応できる事業所というのは、やはり静岡では少ないのかな、という感じを持っています。物理的に、月曜日はあなたのところよ、水曜日は私のところよ、というレベルまで上手に落とししていければ、その方の生活根本が100パーセント改善するかどうかは別にしまして、ある程度のサービスマネジメント、そのときのケアマネジメントは確立できるのではないかと思います。私は、色んな市町村の仕事もやっておりますので、色んなところの障害者に対する社会資源を見ているんですが、静岡市の場合は、やはり恵まれている状況にあるかとは思っております。以上でございます。

(会長)

という御意見を伺いました。

例えば、資源ということで考えたときに、身体障害でほぼ24時間全面介助の方は、けっこういらっしゃるだろうと思います。そのうち、睡眠時間も含めて16時間なり18時間のサービス供給の中で。一方、今日の課題にもありますが、知的障害の、ここに出しておりますが、非常に課題がある強度行動障害。正に家族も含めたマン・ツー・マンで対応しなければならない。そうしたときに、身体障害で16時間の供給できたとして、なぜ知的障害のこういう行動障害の人に12時間、13時間、16時間のケアができていないの、というようなことは、考えたことがございますかね。というようなことを考えたら、今、川口さん仰った資源はある、ただし、それをどのように提供していくのか、供給量をどの程度決めていくのか、というのは、ここは少し、かなり壁を越えなければならない課題がある、というように思わけてあります。

いかがでしょうか。佐野さん、その辺で何か御意見はございますか。

(佐野委員)

足りないものに対する供給量ということについては、もともと供給が足りていないということがあるんですが、重心の場合は特に足りないということが分かっているんですが、知的の場合もかなり足りないところがありまして、そういったところを検証していくのに、先ほどの話に戻りますが、マニュアルの中の、こういった体制の中に、今いったような数値的なもの、環境的なものを把握で

きる、ということは、行政がとても大きな主流を占める部分だと思います。事業者さんたちは、実働の部分なのですよね。で、それをいかにどうしていくのか、という部分には、行政が入ってもいかなと私は思っておりますけれども、このところが薄い気がしないでもないですので、もう少し行政機関がそこに入って、マネジメント的な要素を強く持っていただけないかな、と思いました。ちょっと違いましたか。

(会長)

けっこう、第一版として、非常に大胆に御提案をいただいております。やはり、これは中身を作っていかがるを得ないだろうと思えますし、それ作るネタは3区の調整会議等を含めた議論の中で、一つずつ積み上げなければならないのかなと思えますが、どうでしょうか。個別の支援チーム作り、及び個別の地域ケアシステム作り、そこを目指して、相談支援事業者も含めて、地域連携をしていく。そのためのマニュアルというその作り、マニュアル作りについてはいかがでございますでしょうか。

これが完成原稿となるのは、何年先になるのか、というような話だと思いますが、少なくとも何かの素材がないと、連携をしていく相手に対するプレゼンテーションもなかなか上手くいかないだろうと思えますし、こういうものを作っていくということを、そこを自立支援協議会としては詰めていく、という意見でよろしいでしょうか。

これを本格的にやるとなると、かなりの中身になるだろうと思えます。いわゆる、もう少しいえば、身体障害者版、知的障害者版、精神障害者版、あるいは高次脳機能障害者版と、色々な障害区分になって出てくるだろうと思えますし、今後の作り方はどのようにしていくのか。少し、その辺の作り方だけについて、事務局から御説明をいただけませんかでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山でございます。

資料2の3ページのところで、白丸のところに、少し御提案をさせていただきました。今後のマニュアルの作成でございますが、これを1年や2年でできるかは分かりませんが、何年もかかるかもしれませんが、これから改訂を進めていく上では、行政と相談支援事業者側で、それぞれ持っている情報やノウハウを共有し、様々な場面で適切に対応できるようなものにしていく必要がございます。また、マニュアルでございますので、それぞれの関係機関が使い易いものとなることが大前提だと考えております。そういうマニュアルを目指していければと考えております。

また、地域ごとの特徴を反映させたページということで、区ごとのページというものも記載させていただくことを考えております。今の青山会長の御提案で、障害種別ごとページも必要ですね、ということもいただきましたので、そういったものも含めまして、追加の部分というものも入れていきながら、このマニュアルというものを充実させていきたいと思えます。これから、各区の連絡調整会議や、地域生活支援部会での検討内容などを活用しながら、マニュアルを作りたいと考えております。以上でございます。

(会長)

この自立支援協議会の一つの部会として、地域生活支援部会というものがあり、もちろん対象者論での切り方もありますし、(資料2の)4ページの(2)番目の障害のある人の地域生活の課題という、課題ごとにマニュアルを作る方法論もあろうと思えます。そういうことを含めて、連絡調整会議、あるいは部会の中で、具体化をしていくという方向性で、御了解いただけますでしょうか。

そのためには、皆さんのところに色々とヒアリングに行ったり、色んなデータをいただいたり、もしくは皆さんのところで事業を進めていく上で、日常的に使っているマニュアル的なものがあれば、ぜひお寄せいただければ、というように思っております。

これについては、それぞれ関係する事務局から御連絡させていただく、ということで御了解いただければ、この(2)のこのテーマはこの程度でとどめさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局、このようなまとめ方でよろしいですか。何か、宿題ばかり事務局に押し付けてしまい、申し訳ないですが、どうでしょうか。

(障害者福祉課 荒田統括主幹)

ありがとうございます。

(会長)

はい。それでは、あと30分ぐらいしか時間がありません。この自立支援協議会では、現場で苦労されている状況を含めながら、事例検討をしていただければと思っております。

今回も、事例が2点出ております。

これからについては、今日は改めて、傍聴者及びプレスの方はいらっしゃらないようですので、このまま続けてさせていただければ、いらっしゃいますか。いらっしゃるようです。申し訳ございません、どうぞ御退室願います。

(傍聴者、報道機関の方はここで退室)

### (3) 各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題について (事例検討)

(会長)

それでは、(3)の各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題についてということで、御報告いただければと思います。

事例の資料がお手元にありますでしょうか。資料3Aというものがございますでしょうか。これに基づいて、少し御報告をいただければと思います。ここを担当される相談支援事業者の方、どうぞ御説明をいただければと思います。

「(3) 各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題について (事例検討)」の議事内容につきましては、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第7条第1項第1号にて規定される非公開情報(個人情報)に該当しますことから、非公表とさせていただきます。

閉会

(会長)

今日は、ちょっと15分ほど時間が過ぎてしまいましたが、今日の自立支援協議会は、これで閉会させていただきたいと思っておりますが、何かこれだけはいつおきたい、というようなことがあれば、

御発題いただければと思いますが。

それでは、よろしくどうぞ、事務局にお返しいたします。

(司会より事務連絡)

(午後4時20分 閉会)